

第5章 県民に対する啓発

1 基本的な考え方

武力攻撃災害による被害を最小化するためには、住民が国民保護に関する正しい知識を身につけ、武力攻撃事態等において適切に行動する必要がある。

また、武力攻撃災害が発生した場合は、行政の的確かつ迅速な対応に加え、住民や事業所等の自主的・積極的な防災活動が重要となる。

このため、県は、国民保護の意義や仕組み、武力攻撃事態等において住民がとるべき行動等について、広く住民の理解を深めるため、あらゆる機会を通じて、国民保護に関する啓発を行うよう努めるものとする。

2 啓発の方法

県は、国と連携しつつ、住民に対し、広報誌、パンフレット、新聞、テレビ、ラジオ、インターネット等の様々な媒体を活用して、国民保護措置の重要性について継続的に啓発を行うとともに、住民向けの研修会、講演会等を実施するよう努めるものとする。

なお、啓発の実施に当たっては、防災に関する啓発との連携を図るとともに、高齢者、障害者、外国人等に対する啓発に配慮するものとする。

3 武力攻撃事態等において住民がとるべき行動等に関する啓発

(1) 住民がとるべき対処等の啓発

県は、武力攻撃災害の兆候を発見した場合の市町村長等に対する通報義務や不審物等を発見した場合の管理者に対する通報等について、国が作成する啓発資料等を活用して住民への周知を図るものとする。

また、弾道ミサイルが飛来した場合やテロが発生した場合に住民がとるべき対処方法についても、国が作成する各種資料に基づき、住民に対し周知するよう努めるものとする。

(2) 運転者のとるべき措置の周知徹底

県警察は、武力攻撃事態等において運転者がとるべき措置（緊急通行車両の優先、車両の道路左側への駐車、交通情報の入手、規制区間外への車両の移動、警察官の指示に従うこと等）について、災害時の措置に準じて、運転者への周知を徹底するものとする。

4 市町村における国民保護に関する啓発

市町村は、県が実施する啓発に準じて、様々な媒体等を活用して住民に対する啓発に努めるものとする。